

議案第 88 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

松阪市長 竹上 真人

記

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

松阪市都市計画税条例（平成17年松阪市条例第106号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第16項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松阪市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。